

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 (06-6208-9169)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	博物館に相当する施設の指定の取消し
概要	教育委員会は、指定をした施設（以下「指定施設」）が、博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと認めるとき、その他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、当該指定施設の指定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号。最終改正は令和4年4月15日 法律第24号) 第31条第2項 ○博物館法施行規則(昭和30年10月4日 文部省令第24号。令和5年2月10日 文部科学省令第2号) 第27条
処分基準	1 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと法第31条第1項の規定による指定をした者が認めるとき 2 偽りその他不正の手段により法第31条第1項の規定による指定を受けたとき 3 施行規則第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき 4 施行規則第26条の規定による市の教育委員会の求めに対して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき
ホームページ	
備考	